

第25回江府町農業委員会総会会議録

招集年月日 平成28年7月8日(金)

招集場所 江府町防災・情報センター

開 会 午後 1時30分 会長宣言

出席委員(11人)

1番	中田 泰	9番	清水 干城
2番	見山 収	10番	石原 一男
3番	宇田川 潔	11番	一二三 八郎
4番	松原 憲治	12番	上前 梅夫
5番	長尾 保	13番	川上 博久
6番	宇田川 保		

欠席委員(2人)

7番	谷口 一郎	8番	佐藤 誠
----	-------	----	------

職員及び関係者 局長 下垣 吉正  
主査 松原 順二

1. 議長は本日の議事日程を下記のとおり報告した。

第1号議案	農用地利用集積計画(案)について
第2号議案	農業振興地域整備計画の変更に係る意見具申について
第3号議案	農地法第3条の規定による許可申請について

2. 議事についての記録は末尾のとおり。

開 議 午後 1時30分

会議録署名委員の決定

議長、会議に先立ち下記のとおり署名委員を指名する。

1番委員	中田 泰	5番委員	長尾 保
------	------	------	------

局長： 皆さんお忙しい所お集まりいただきましてありがとうございます。それでは第25回江府町農業委員会総会を開催いたしますので、審議の方よろしくをお願いします。

会長： 皆さんこんにちは。なかなか梅雨が明けません足元の悪い中、ご足労頂きましてありがとうございます。今日の25回総会の議題はあまり沢山ではございませんけれども、その他がちょっとあります。先般、農業会議の森井参与に講演をしていただいた時に、今年は8月頃から農地パトロール農地利用状況調査、利用意向確認をしなければならないという話もありました。もう1つ農地最適化利用推進委員のあり方、農政部会の方で中心になって案を作っていたことに成っておりますが、若干資料等も付けてありますので、それも合わせて議論して頂けたらと思います。よろしくをお願いします。

議長： 総会審議に入りたいと思います。今日の欠席通告でございますが、谷口委員と佐藤委員の2名が欠席でございます。11名ですので会議は成立いたします。まず、議事録署名委員及び会議書記の指名を行いたいと思います。議長より指名させていただく事に異議はございませんか。

委員： はい。(全員)

議長： ありがとうございます。それでは議事録署名委員は1番の中田委員さん、5番の長尾委員さんをお願いいたします。本日の会議書記は事務局を指名いたします。それでは議案第1号「農用地利用集積計画(案)について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。

事務局： お手元の総会資料3ページ目以降をご覧ください。農地利用集積(案)として提出がありました農地が4筆、9,205㎡ほどです。2件の方になります。詳しくは5ページ目をご覧ください。吉原の〇〇様と〇〇〇にお住いの〇〇様との利用権設定です。新規と記載してありますが、4月まで同じ方で利用権設定されております。空白期間ができたために新規扱いになっておりますが、実際には更新でございます。〇〇様は高齢ではございますが、引き続き5年間の利用権設定の申請をされています。もう一方が、大河原の〇〇〇〇様と〇〇〇〇〇様、〇〇〇〇〇様の旦那様が昨年亡くなられ、その農地を〇〇様が借りられて4年間、中山間地域等直接支払制度に合わせてとのことだと思います。これは新規でございます。それぞれ〇〇様、〇〇様の状況については、9ページ目に農業経営の状況等に記載されております。〇〇様は引き続き水稻を中心に1兆程耕作されておられます。高齢ではございますが引き続き耕作されておられます。〇〇様におれましても、多くの農地の貸し借りをされており、農地を増やされ3haほど耕作されているという状況でございます。農用地利用集積案については以上でございます。

議長： それでは、委員の方からコメントをお願いしたいと思います。80番は清水委員さんをお願いします。

9番： はい。事務局からの説明があった通りで、再設定であります。一つよろしくお願いたします。

議長： 81番は長尾委員さん、お願いします。

5番： 昨年、〇〇〇〇さんが亡くなりました。〇〇さんが去年は米を作っておられ、ちょうど中山間直接支払の設定の事もあった訳ですが、〇〇さんが受けるということとなりました。今年の春から水稻を作っておられます。〇〇さんから〇〇〇さんへの相続登記が終わったので、事前に話し合いで作っておられたのですけれども、改めて設定が出来たということです。よろしくお願いします。

議長： ありがとうございます。それでは、第1号議案につきまして質疑に入りたいと思いますが。何かありますか。

委員： 異議無し。

議長： ありませんか。それでは1号議案、農町土地利用集積計画（案）について賛成の方は挙手をお願いします。

委員： （全員挙手）

議長： ありがとうございます。全員賛成ですので、原案通り承認したいと思います。続きまして、議案第2号「農業振興地域整備計画の変更に係る意見具申について」を議題とします。事務局をお願いします。

事務局： 失礼いたします。10ページ目以降をご覧ください。農業振興地域整備計画の変更について意見具申の依頼がありましたので、議案に挙げております。内容につきましては11ページ、12ページをご覧ください。下安井地内の〇〇〇様、以前、養鶏を営んでいらっしゃった方です。下安井集落から洲河崎よりの自宅裏の方です。〇〇〇様は90歳を超える高齢の方です、自宅裏に墓地がありますが、こちらの墓地が昔のお墓であり、土葬という事で、お墓を一まとめに寄せるという事が難しいと聞いております。11ページの方に写真を付けしておりますが、こちら墓地を畑の斜面の方に拡張し、そこに息子様を埋葬されたいというご希望の様です。墓地の申請につきましては、事前に住民課に墓地の事前申請が必要です。こちらの方は住民課の事前審査を通過しており、周辺の、隣家の方の同意も得られていると聞いております。墓地用地の拡張の候補です

が、11ページの赤で塗りつぶした箇所、これ1筆全部が、〇〇〇様の畑でして、その下の方が実際に居住されている自宅です。周辺隣地はありません、完全に〇〇〇様の敷地内の裏の墓地を拡張して、25㎡ほど、約5m、5m位の大きさのものを作られ、そこに埋葬されたいというご計画の様です。畑地が農振農用地内ですので、農振農用地から除外された後、農地転用の申請をされる計画であります。

議長： 下安井ですので、私が説明しますけれども、この写真にあります様に、先般、宇田川保委員と二人で現地の確認に行きました、事務局から話がありました様に、下安井集落の男性で、最年長者です。94歳です。墓は増えますけれども、必要に迫り、今回農地転用を希望されるという状況であります。

事務局： 説明が悪く申し訳ございません。畑地が〇〇〇㎡とかなり広大ですけれども、その内の〇〇㎡を分筆され、そこだけを転用されるということです。農振農用地から外れるのは、分筆した後の部分です。現在、下安井地内で地籍調査を行っておりますので、測量等も、地積の方で進めていただいております。既に境界杭は打ってある状態です。

議長： これにつきまして、何か質問等ございましたら、お願いします。

6番： 農振に入っていなかったら、届出をしなくても済むのですか。分筆でも。

事務局： 200㎡未満なら農地の申請は、5条の申請で通ります。

議長： よろしいですか。

5番： はい

議長： 他に何かありませんか。

委員： はい

議長： 無い様でしたら、議案第2号、農業振興地域整備計画の変更に係る意見具申について、賛成の方は挙手をお願いします。

委員： (全員挙手)

議長： ありがとうございました。全員賛成でございますので、原案通り承認いたします。続きまして、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。



事務局： 水路の付け替えなどもすべて自分で測量を頼まれるとのこと。正式な土地改良法に基づく手続きをされますと、1年とか2年、かなり時間が掛かってしまいますので、そちらの方は考えていらっしゃる様です。

議長： 他に何かございますか。ございませんか。無い様でしたら、議案第3号、農地法第3条の規定による許可申請について、賛成の方は挙手をお願いします。

委員： (全員挙手)

議長： ありがとうございます。賛成ですので原案通り承認いたします。これで議事は終了しましたので、その他に入りたいと思います。利用状況調査及び荒廃農地調査について、お願いします。

事務局： お手元の方に議案とは別に資料1を用意しております。こちらの方をご覧頂ければと思います。農地パトロール利用状況調査と合わせて荒廃農地調査は、毎年農業委員さんを中心に実施していただいておりますが、例年ですと、10月からスタートです。毎年出発式を10月中にされ、年内に終わられるというスケジュールを組まれておられると思います。先程会長さんからもご挨拶でおっしゃられました様に、今年から、2カ月ほど前倒しをお願いをできればと思います。8月からスタートのスケジュールを事務局で案を作っております。2ページ目をご覧頂ければと思います。1つは、先月の森井さんのお話にもありました様に、遊休農地の課税の強化に対応した利用意向調査の実施ということが必要になっております。遊休農地は、固定資産税の課税強化の対象となります。それには一定の条件があり、簡単に課税強化されるものではありません。来年度の平成29年度の固定資産税にその結果を反映させることとなりますと、固定資産税の基準日、賦課日が毎年1月1日になっており、1月1日現在の状況で、平成29年度の固定資産税を決定するという事になっております。そのためには12月中に、農業委員会から、課税強化の対象の農地がある、なし、という報告を税の担当課に示す必要があります。そのため、この様な形で、2カ月前倒しのスケジュールにさせて頂いております。2ページ目の上の方に利用状況調査は8月頃としておりますが、実際には、真夏の暑く、草が一番生えているこの時期に、農地パトロールをしてもなかなか調査がしにくい、皆様にも大変な体力を使うということもあり、実際には10月がメインにはなろうかと思っております。8月に、昨年度利用状況調査に対応した利用意向調査を、各委員さんに回って頂き、それぞれ文章で、「自ら耕作します」又は「中間管理に出します」、あるいは「誰かに任せます」など意向を聞いていただきました。それが、6カ月経過して、実際、意向どおりに耕作されているのか、或いは誰かに任せられたのか、或いは中間管理に出されたか、ということは今一度、確認が必要ということです。利用意向調査発出後から6カ月経過しても何の表明も無かった場合、不在地主で連絡を取る事が出来なかった方についても、今一度確認調査が必要です。8月頃にこのようなことを重点的に進めていた

だき、従来通りの農地のパトロールは10月で今まで通りお願いし、10月中に完了すれば、このような手続きに間に合うのではないかなと思っています。実際にどのような場合に課税強化になるかと言いますと、利用意向調査の結果で、最終的に農地中間管理機構に協議をなさいと農業委員会が勧告をした場合に、課税強化の対象になります。対象となる農地はあまり無いとは思いますが、利用意向調査自体を早めに行わないと、こう言った事務処理に間に合わないということもあります。私どもの都合もありますが、このようなスケジュールでお願いが出来ればと思います。3ページ目に遊休農地の課税強化の資料を付けております。具体的に、どう言った場合に課税強化の対象に成るのかということが簡単に書いてあります。まず、中間管理機構と協議すべきことを勧告した農振地域内の遊休農地が対象となります。非農地B判定に成っているものは対象外でありまして、A判定の物で農振地域にある遊休農地が課税強化の対象となります。全く機構への貸付もしない、自ら再開もしない、何の意向も表明しないと言う方に勧告協議を農業委員会としてしなければならないことになっております。何の意思表示もされないという方に対しての課税強化ですので、何らかの意思表示を表明されれば、こういったことをする必要はないということです。ただし、中間管理機構に預けるといっても、担い手がいなければ受けないではないかということもあります。所有者が機構への貸付の意思を表明していらっしゃれば、機構側の事情で貸し付けが行われなくても、機構が受けなくても勧告が行われることはありません。とにかく所有者が自分で作るか、中間管理に預けるか、誰かに預けるかなど何らかの意思表示をされればこの対象にはならないということです。課税強化となると、固定資産税が1.8倍になると記載してあります。この実施時期は来年度からですが、今年度の1月1日現在の状況で来年度が決定されますので、今年度中にこの辺りを確認する必要があります。この課税強化と合わせて、軽減措置もあります。5ページ目に、農地中間管理機構に貸し付けた農地の課税軽減とあります。対象につきましては、所有するすべての農地をすべて中間管理機構に10年以上貸し付けた方については、固定資産税がそれぞれの期間に応じて2分の1に軽減されます。貸付期間に応じて、5年間や3年間となります。貸し付けた農地の固定資産税が2分の1に軽減するという措置が新たに出来ました。飴と鞭と言いますか、課税強化する一方で、すべての農地を機構に預けられると固定資産税が若干ですけれども、期間限定で軽減される措置も新たにできております。6ページ、7ページに平成24年に江府町農業委員会で、農地パトロールの実施要領を作成されていますが、第2条でパトロール期間は9月～11月と定めて頂いております。これを8月からに変更がお願いできればと思っています。その他(1)についてはこちらの方は以上でございます。

議長： ただいま事務局から説明がありました様に、昨年の意向調査、A判定、確か23ha位ありましたが、それを皆さんに聞いてもらっているのですが、その確認調査を8月頃から始め、実際の従来していたパトロールは、10月頃にしてはどうかという事でございます。その辺どうでしょうか。特にパトロールは農地部会の方でかなり主体的にしておりましたので。

13番： 農地パトロールにつきましては、今までは県下一斉に8月からスタートしていた訳です。それで南部町とか倉吉市は8月から進めておられる訳です。今年も事務局が説明されました様に、課税強化という1つの目的がありますので、それを進めて行かなければいけない訳ですから、8月からという事で今年は十分いいと思います。それから、今までなぜ10月からしたかという理由の1つは、水稻が完全に実りますから、その後も実った後にすぐ確認できますという事で10月に今までしていたわけです。事務局が言われました様に、目的がありますから2カ月早めにスタートしても、十分良いと思います。10月にパトロール式を進めていたわけですが、8月の時点でちょっとそういうセレモニーをして、パトロールをして、後は個々の担当別に分かれて、随時その担当者と、ペアに成る方と一緒に成って、時期を見て進めても可能です。そういう方向でしてはどうでしょうか。それからもう1つは、意向調査の中で1年後に、意向調査の中で作りますよと、言う方も確かにありましたので、その辺の1年後の経過を見るのも大事なことですし、出来れば8月という事で、ちょっと前倒して進められたら如何でしょうか。

議長： 今までは出発式で「エイエイオー」を10月にしていましたよね。それを8月にすると言う事ですか。事務局側がそうであろうと8月はやるのだけど。

事務局： 出発式は特には。

議長： だから出発式は10月で、実際8月にやるのは、昨年した分の意向調査の確認、作りますとか、預けますかに対する確認をして8月にしたということになります。

13番： パトロールをした後にある程度集約した時点で意向確認を。

議長： 去年実施したところ23ha出ました。それで意向調査もしました。それぞれ行って、その再確認、確認をしないとイケないということです。税金のための意思表示をしてもらわないとイケないわけです。

事務局： 税金のためと言いますか、当然6ヵ月後に経過しても意向表明が無い場合とか、実際に意向表明された内容で本当にやっているのか、ということを確認する必要があります。

議長： それをしないと課税の対象になる訳でしょう？

事務局： 最終的に意向もされない方には、農業委員会の方から中間管理機構と協議するよう勧告しないとイケないという手続きになっています。



議 長： それをまず8月にして、実際に現地を回るのは条件のいい10月にしようという事ではないですか。

事務局： 出発式は8月でも10月でも一緒のことです。

議 長： 8月にするのですか。そこがちょっと。

事務局： それは皆さんにご検討を頂いて。

議 長： 8月に出発式、そこなんです。

13番： それと、もう1つは他の方へのPRも大事ですから、8月の時点で農地が大切だと、分かって貰う事の大きな意味も含めていますので、広い意味で8月がほんとにいいと思いますね。特に放送をしてもらったりして。いろいろ進めて行かないと。

2 番： 良いですか、この課税については、一般の人には周知は税務課の方なのでしょうか。

事務局： いえ、それはまだ十分には出来ていません。実はこの後、農業委員会だよりの編集委員会の案の中にも来月号にそう言った辺りを載せさせてもらおうかという計画をさせてもらっています。住民の方はおそらくご存じないと思いますので。

2 番： 分からないと思う、急に出しても怒られるようになる。周知をしないと。

事務局： 周知はまだ徹底してないです。ご存じないと思います。

議 長： 来月号の町報の農業委員会だよりの方にちょっと触れて、「だいたいこういう物が有りますよ」で実際には農業委員が去年行った所に確認に行って、「もし何も立証されなかったら課税の対象になりますよ」と言った話をしないといけないという事でしょう。

事務局： そういう事に成ってしまいます。

2 番： それも良いけれど、チラシみたいな物を作る予定はないのですか。課税の関係の。町報に載せても読むか読まないかという事もあるし、読まない人が悪いけれども。その辺も予定していたらどうかと思います。

13番： せっかく農業委員だよりのある訳ですから、その中に項目を設けて、チラシよりも項目を設けて提供した方が良いと思います。

事務局： 回れる時にそう言ったチラシが有った方が説明しやすいという事もあります。

1 3 番： 回る時は、農業委員が回るので、それは関係ないけど。ただ一般的に。

事務局： 簡単なものは、既製品もありますし。

2 番： ごちゃごちゃ書いてあっても分からないので。簡単にわかる物が良いと思いますが。

1 2 番： 意思表示が有れば課税対象に成らないから、何らかの意思表示が有れば。

1 3 番： 広報誌には決定してから農地パトロールを始めますよ、という事も知らせてあげないといけないし、もう1つは結果、課税強化と言うのも新たに出て来ますよという事もPRしないといけないし。広報誌にそういう形で進めたら。

6 番： 事務局で分かるでしょ、昨年の利用意向調査の農地が、それを出して貰えれば各自で確認を先にすれば良い事で。

2 番： その人は良いけれど、また新たに出てくる事が有るので皆さんに知らせないと、去年のだけではなくて、農家の皆さんに全部知らせないと、また新たに出た時に去年の分を見たっていけないので、皆さんに知らせないといけないと思う。

5 番： 農地は課税が軽減してあるんでしょ、この間の説明であった、農地は固定資産税が軽減してあるでしょう？今。

事務局： 軽減と言いますか、固定資産税の方は、農業委員会から見る耕作地目、登記上の地目と違い、完全に現況主義で税の方が、仮に田んぼであっても実際が原野でしたら原野で課税しますので、そういう意味での軽減という事であればそういう事です。

5 番： 税率が違うのではないの、税率というか、評価額が違う。

事務局： 評価額が違います、田んぼと原野では。

6 番： 低いのでしょ、農地は、現況かその時の。

事務局： 田よりは原野の方が低いという事です。雑種地とか。荒かしてない田の方が税金が高いという事です。現状は。

5 番： 農地の方が高いのですか。

事務局： 現況で、結局、山林も本当の地目は田でも、実際に荒れており原野であれば、税の方は原野で課税します。

5 番： 原野の方は、利用価値が低いので固定資産税は低い訳なのですね。

事務局： はい、そんなにすごい差ではないのですけれども。実際にはそうです。

6 番： それを基に、田んぼなら田んぼの税に戻るといことでしょ、要するには。

2 番： 高くなる。

6 番： 高くなるというか、今まで安かったのが、作って無かったのが、田んぼにしてある農地なのに。

事務局： 結局何の意思表示もせずに、土地も動かされずに、農地の塩漬け状態を何とかしようと言う事でこの様に成ったのではないかと。

6 番： そうすると、前回、2、3ヶ所、現実的には農地が沢山あってそこに杉が生えたり、山に成っている所も現実にありますよね、そういう所もする訳。Bだけでしょ。

事務局： 違います、Bはしません。

議長： Aは確かに去年23haあって、その分は先ずやって、新たに出ていけばしないと。

6 番： たびたび出ているのが、町として、もう農地除外するとかはっきり区別してしまわないといけないな、と言う話は毎年出ていることで。

12番： 出る可能性があるとなれば、農地パトロールを早くしないとイケないという事も起こりうる。

13番： 8月からという事でどうですか、良いですか。そういう形で進めたら。

議長： 夏に出発式をしますか。

13番： 出発式は10月でも良いと思いますが、8月が良いですけれども。その辺のところを協議してもらって。

議長： 今、しようとしているのは、まさに8月からやるんですけれども、セレモニーで、エイエイオーではないですけれども、やりましょうと言って手を上げてしますよね、あれを10月で良いのか、8月にするのか。

13番： あれは周囲へのPRですので。

6番： 10月にして、10月の1日目は皆一斉に回った方が良いのでは、8月に回るならいいけれど。

13番： 回るなら担当地域が決まっている訳ですから、その地域の中で作戦をたてながら進めたら良いのではないですか。一応8月にやって。

6番： エイエイオーをして、皆回ってこなかったら。

13番： 8月の出発式の時には、JAから協力をしてもらったり、日野総合事務所から来て貰ったり、農地中間管理機構から来て貰ったりして、そういう形で編成して、7班か編成して進めて、PRを込めてやっていますので、それを8月の時期に1回したら、後は個別に、個々にグループの中でパトロールを進めたら如何でしょうか。

11番： 8月にして頂いて、自分たちの都合で回れる訳で、調査する分を回る時に他も一緒に回らせてもらったりすれば良いですから、8月に出発式をしてしまったらどうですか。

13番： してしまってね。そう思います。

議長： では、10月ではなくて8月にスタートを切るという事で、セレモニーもやってしまうという事ですか。皆さんがそれで出来れば。

9番： それをしないと流れに成らないのでは。

11番： どうせ調査に行ったりするので。

13番： 7班に分かれてやっていますので、そのメンバーの中で話し合っ。

11番： それが良いかもしれないですね。そうしましょう。

議長： では、8月に出発式をすると言う事で、了解いただけますか。

委員： はい（全員）

議長： 日にちはまた調整して。

事務局： 農地部会さんでもう一回きちんと詰めていただいて。

議長： 農地部会の方で具体的にその辺のやり方は。

13番： 去年と同じ、例年通り進めるだけの事です。要は編成をどういった形ですか、何班に分かれて、協力をお願いしないといけませんし、JAとかいろんな地区の人に。

6番： 8月の終わりですね。8月の農業委員会できちんと日程を決めて、という事になりますね。

13番： 一応、班編成とか、こういう形で行きますよ、という案を作って、農業委員会にかけて、出発式は8月の下旬位で、一番いいと思いますが。

6番： 20日過ぎですね。

議長： 8月の下旬。

13番： 8月の下旬位が。その辺は事務局で編成をどういう形で行くか、打診をしないといけない。

議長： 8月に、前倒しですと言う事で、8月にしてしまうと。農業会議の森井さんの意向も、8月にやってくれと言っておられましたので。

13番： 去年は森井さんと一緒でして、パトロールを一緒にずっと回っていました。

議長： 詳細はまた後日検討するとして。

5番： ちょっと1つだけ教えて下さい。非農地A分類についてでしたね、今の話は、B分類の方が酷い訳ですか、対象外でしょう。だから見ない訳ですね。課税の関係はどうなっているのですか。

事務局： 課税の関係は、今まで通り現況式で、山林なのか、原野なのか、雑種地なのか、本来B分類に成っているのは非農地証明を出して農地から外す、と言うのが筋の様です。けれども、先程から、前回農振が引っかかかっていまして、そういった事が出来ないという事があります。農振の方を進めて行かないと。

5 番： 変な話ですけれども、B分類も農地で残っているのでしょ、A分類の悪い分ほど、罰則を、そういう事ですね。確認できるのは。

事務局： そういう事です。おかしな事ですけれども。

議長： 農振除外をして、非農地にしないといけい。

事務局： 本当はB分類を農振から外さないといけないのですけれども。

議長： また元に戻ってしまいますね。

5 番： なかなか難しいな。

6 番： 畑なんかすごい面積がある。

議長： では、そういう事で、前倒しで8月にスタートという事で、決まりました。では、続きまして2番目、新たな農業委員会の組織等の検討について、資料を貰っておりますので、事務局の方から説明をお願いします。

事務局： 失礼します。資料2をご覧頂ければと思います。先月の農業委員会の総会で、今後の新しい農業委員会の組織体制については、農政部会様の方で検討して農業委員会としての案をつくる。最終的には農政部会様の方で検討していただくのですけれども、その前座の資料2を用意させていただいております。この度の新しい法改正で、新しい農業委員の定数の上限は、法令で14名以内と定められております。これは農業者数や農地面積の規定により、自動的に14名以下という事に成っております。ただし、国の方では推進委員を委嘱しない農業委員を除き、現行の半分程度と線を設けております。この辺りは、最終的には町が定数をどうするかという事にもなって来ると思います。新しく出来ます農地利用最適化推進委員の定数の上限は、この資料では6人から8人とさせて頂いております。最適化推進委員の各市町村の割り当ては、農地面積の100haに1人で算定しなさいと決まっており、この農地面積を、何を根拠にするかによって人数が変わってきます。1ページの下の方に江府町の農地面積、ちょっとデータが古いのですが、農林業センサス2010では519haに成っておりますので、単純に100で割りますと、5.19、1未満の端数が出た時には切り上げるという事ですので、6人まで委嘱が可能です。農地台帳とか農地統計のデータを見ますと、750ha、770haでありますので、これですと8人委嘱出来ることとなります。この農地面積の算定について、何を使うかは各市町村の考えということです。日野町は、農林業センサスを使われたと聞いております。この農林業センサス2015では、500を切るよう

な値になります。そうするとここが5人と言う事に成る可能性もあります。まだ、2015の確定バージョンが正式には出ていませんで、2010でここの資料には挙げさせて頂いています。2ページ目には、これは農業会議の方が以前作られたモデル定数を日野郡だけ抜粋し、ここに掲載しています。日野町、日南町が2段書きに成っておりますが、上の方が改正前で、下の方が改正後です。日南町は先月もお話がありました通り、13人の農業委員を10人に減らされて、新たに最適化推進委員③番の方になりますけれども9人の計19人、13人から19人に増やされていらっしゃる。鳥取県下で、最初に移行された町でございます。日野町は6月の議会を通ったのではないかと思います。農業委員を5名、最適化推進委員を3名、推進委員をセンサスだと240ha位で3名という非常に少ない人数で、委嘱を検討されています。以前の11名から8名に減らされ、日南町とは逆の取組みをされていらっしゃる。江府町の場合は13人、現在選挙10名、推薦3名ですけれども、この人数をどうするか。農業会議のモデル定数では最適化推進委員を6名の試算をされています。仮に6名とされますと、現行と同じ水準で農業委員さんを見ると、7名の農業委員、最適化推進委員が6名となるモデルを農業会議は出しています。3ページ目はこれも、最適化推進委員をどのような地区割りにするか、あるいはどれくらいの人数が必要かの簡単な参考資料として付けさせて頂いております。これは24年のデータで古いのですが、それぞれ13人の委員さんに、それぞれ地区ごとにこの様に割り当てを頂いており、1人当たりの担当の農地面積が大体53haという数値が出ております。今月の25日に農業委員会会長と農業委員会事務局長会議があり、この中で農業会議が今現在の各市町村の意向を全て集約されており、そこでまた各県内市町村の検討状況の資料が出てくるのではないかと考えております。農政部会でこういった資料を見て頂きながら、検討を進めて頂いたらと事務局では考えております。資料2については以上です。

議長：農政部会の方で検討いただくのですけれども、大体イメージ的には、こういう感じで、地域をそれぞれ網羅しないといけないということです。担当委員がそれぞれ入っておられるという事で、面積的には53haくらいが平均ですが、今後推進委員の数、それから農業委員の数によって割振りが変わって来るのかなという感じはします。事務局が言いました様に、今度農業会議の方でも全県下を統一したような形の考え方を示すという話もこの間ありましたので、その資料も参考になると思います。県の考え方はやはりセンサスを使っているのですか？このデータで6人というのは前から聞いている話です。推進委員の方は、それと農業委員は大体半分にしなさいという事で6人、13名ほどの形になるのかなというのはあります。日野町あたりぐっと減らされたのは、面積が少ないと言えば少ないですが、センサスでやるか、統計の面積かで2人位違って来る訳です。そこをどういう風に考えるかです。大勢が良かったら、これまでこうして来ました、ということにするのか？対外的にはセンサスは全国统一したものですから、それで行くのであれば、日野町みたいに減らすという様な形になるのですかね。

13番： やっぱり考え方としてはどういう形かちょっと分からないのですが、平坦地の場合と江府町みたいな中山間地の場合でしたら、推進委員をどういった形で置くのか、特に推進委員は農業委員が委嘱するようになっています。この人に推進委員をお願いしますという形をとっていますので、中山間地の状況を見てある程度推進委員に成る方の枠を決めるという事が大事になると思います。平地の場合と中山間地の場合、集落を越えたら集落以外の農地は分からないケースが出て来ますので、今までは皆さんよく知っていますから、こうやって法令業務が遂行できる訳ですが、その辺の事も踏まえてやったらいかがでしょうか。

議長： 地域割りと言うのはよその集落は分からないという事もありますので、大勢いるより各集落に1人くらいはいてもらった方が分かると思うのですが、そこまでは行ってないと思うので、地域割りが全部網羅された形の推進委員の配分とか、それから農業委員も一緒になってやって行くのですから、今の農業委員は13名おりますが、たまたま農業委員と推進委員と違うだけであって、地域は同じ考えをしないと、農業委員だけ町の人ばかりと言う訳にも行かないので、地域割りの話になると思うのですが、

13番： その辺は農業委員が一緒になって考えて。

議長： 地域を網羅するような形で。

13番： 日野町が分からないですね。日野町も中山間地域ですが、定数が減っているが、変わっても役割とか責任は同じです。

議長： さっきも説明があった様に、センサスで行かれたので240ha位しか無い。だから2.4人で切り上げて3人に成ったということです。センサスを使って少ない面積よりは、農林統計の方にしておいた方が人数は確保できますよね、日南はどっちで。

事務局： 日南は確認しておりません。

議長： 面積が広いですからね。そういう事ですから又資料を貰いますので、農政部会で検討をお願い出来たらと思います。これにつきまして以上でよろしいですか。それでは3番目の視察研修等について、毎年行っている研修ですが、コースも案も考えなければいけないという事で、過去の事例を集約してもらっていますので、説明をお願いします。

事務局： 資料3をA4で1枚付けさせて頂いております。過去5年間の農業委員会が行かれた視察研修先の主なテーマと研修先、期間を簡単にあげさせて頂いております。様々なテーマを毎年組んでいただきまして、研修を方々に行っておりまして、予算



的には平成23年から同じですけれども、旅費につきましては町からは4万円を上限で予算を組んでおります、ただ毎年報酬からの積み立てを頂いておりますので、そこからの分を使いながら研修に行かせて頂いております。事務局的には何か案は作ってありませんが、新しく同じ様な中山間で既に新しい農業委員会制度に移行された農業委員会を見られたらどうかと、こちらの方では思っております。この辺りは皆様の大体の時期とテーマを出来れば来月中に決めて頂ければ、事務的にはスムーズに行くかなと思っております。

議 長： ここには平成23年から載せてありますけれども、これを見ると日にちは大体決まっていますね。大体10月下旬、23、24、25の辺で行きますので、今年もこんな感じかな、という気はするのですけれども。要はテーマですね、何をメインテーマで絞って行くかということです。先ほど事務局も言いました様に、新しい最適化推進委員が出来た所の視察をする。江府町と同じような条件、3千人くらいの所で中山間を選んで行くかなと思っておりますが、他にもっと何かあれば、皆さんの意見を頂戴したいということです。

13番： 県外でも今の農業委員が変わってされている所がありますね。事務局が言われた様に、そういった所も1つ参考に成る所があれば見させて頂くのも良いのではないのでしょうか。県外でそういう所も有るはずですから。同じように先行して、後推進委員はどういう風に進めておられるか、そういった所も勉強しながら、1つの案としては良いともいます。

議 長： 近くでは日南町さんが鳥取県トップバッターでやられたので、全国の中で日南町と同じ様な所も有ると思えますけれども、

13番： 1つの案としてそういう所を見たりして。

議 長： 変わり目ですので、やはりどういう風に進めて行くか参考にしないといけない所があると思います。全国と言ってもあまり遠い所はバスの関係もありますので、あまり遠くない所で江府町と同じような条件の中山間で既に移行という形で推進委員さんを作って活動されている所を選んで行くという事も今の実際から言ったら、出来るのかなという所です。

13番： これ以外にないですか、平成23年以前の頃で、耕作放棄地を解消された所を、四国の方ですけれども、それも平成23年以前の事です。そういう所を、農地を埋めにして六次産業化で進めている愛媛県とか、それから徳島の方も同じような形で見て来ました。そういう所で非常に勉強に成った所も有ります。

議 長： 1つはさっき事務局が言いました様に、今の最適化推進委員さんを既にスタートしておられる所を1つはあります。後もう1つさっき言われた形の物や、他に何かあればという所です。研修に行きつぱなしでもいけないし、行った結果を活かす、成果を上げるという方向で取り組まないと、行きつぱなしで行ったら、何しに行ったのだという話になっても困るので。それともう1つ、ここで言っても良いか分かりませんが、ちょっと聞きましたが、議会さんの研修は5万円、うちと差がついているのですか。

13番： そういう話をしても良いですか。

議 長： 事実です。必要であれば出せば、予算措置はしてもらえるのかな、という感じの話ですけれども。

13番： 素朴な疑問は持っているのですけれども。

6番： それは、議員さんと給料が違うという事、議員さんは元々が高いので。

13番： それもいろいろ経緯があって。

6番： 年収2百万、3百万位もらっているから。

議 長： 研修の方です。

6番： 元々が違うので、何ものが差が付けてあるのでは。全然確執が違うので。

13番： 町長から言われました。前に議会も減らすから、農業委員も減らしてくださいということです。1万円減って、それが、いつの間にか議会の方が、復活して、という様な事に成っていて。

11番： 前は同額でした？

12番： 財政再建で減額して、議会は挙げて、農業委員会はそのままという事なら、もう一度元に戻せばいいのでは。

議 長： 議会は下がっているのですか、そのままで行っているのですか、良く分からないのですけれども、もらった分の成果が無いと、お金ばかり使ってと言われても困るので。

13番： どういう目的で行くのかという事を2つか3つ案を作って事務局の方で検討してもらおう。もう1つは、農業委員会はある程度経過していますが、農業委員はどうしても他の

方から見た時に、農業委員はどのような風に見えるかとか、農業委員はどういった事をしているか周囲には分からないので、そういった所の面から、農業委員で一面されている所、そういう所も研修して見ればどうかと思って。これは1つの案ですけれども。

1 2 番： 去年の日程が、せっかく予定を組まれても、ダブって行かれなかった人がいる。事務局が他の団体、特に去年は老人クラブの運動会と、今年も年金友の会が10月26日、27日と言う様な、そう言った情報収集をして、日程が集わない様に計画をしてもらえれば。

1 1 番： 去年は、農業委員会の方が先に決まっていたのです。私もちょうど日にちが集ったものですから、老人クラブの事務局の方に申し入れたのですけれども、町内にはいろいろな団体が有って、いろいろ行事が有るので、そう言ってもらってもなかなか出来ないという事でした。仕方なかったのですけれども、極力そう言った事業と集わないような日程にしてもらえれば結構だと思います。その辺りもよろしくお願ひしたいと思います。

議 長： テーマと場所と日程という事で事務局にお願ひしたいと思います。4番目、平成28年度集落別生産数量目標配分表について、1枚用意してもらっています。佐藤委員が再生協議会の関係でさておりましたけれども、再生協も、もう辞められておりますので、こう言う事になりました。私もよく説明できないのですけれども、要は備蓄米ではなくて、加工米で行きましょう。加工米でなくても一般米を作っても良いと、枠が空いていると言うか、十分に対応できるという事で、結局加工米は無くなったという。

局 長： 加工米は、実は28年産から今までは備蓄米という事で取り組んで頂いていたのですが、JSLの方が、備蓄米の取組みを辞めるという事で、とにかく食糧米で行くとく事です。出荷調整の方をさせて頂いて、江府町が今農家24ha、日野町さんも若干です、日南町さんがたくさんいただいておられまして、ただ西部管内では実際的には60くらい枠が余ったという状況で、先般、皆さんにお世話になりまして、4日、5日と転作確認をさせて頂いて、今数字の確認を行っている所です。

議 長： 加工米でなくても良いと、保管米で作付けが出来たという事の結果の様でございます。各集落別に、これは水張面積ですから474haですか。

局 長： 当初うちの方に食糧米の割り当てが279ha、転作の方が195haあって、今年も昨年と同じ、とにかく作れる人は作って下さい、その代わり一応、転作に出た分には、加工米カウントをさせて頂いて、その物は下の方から持ってきて全部食糧米に枠が来て、食糧米にすると言う中ではあったのですが、なかなか思う様に数字が伸びなかったというのが今の現状です。

12番： 年々増える。転作面積が。

議長： 農業公社の36番は、これはまだ契約が残って自分の所でないといけない分ですか。

局長： 当初、平成27年で3haほど利用権設定が残っているのがあった部分と、この間、芦立大和君が本格的に米を作りたいという事で、1haほど公社の方から一旦排除して、また元の耕作者の方と契約を1haにした関係で、公社の方も3haから2haに減った所です。

議長： 各集落別の水田面積、水張面積が出ておりますので、それぞれ確認をしていただけたらと思います。続きまして、5番目の平成28年度人権・同和問題小地域懇談会出向者について説明をお願いします。

事務局： 資料5の方に、江府町人権・同和教育推進協議会から本年度も出向者のお願いという依頼がありました。資料5の裏面の方に昨年度の班編成の表をご参考までに付けさせて頂いておりますが、この日程につきましてはまだ正式には決まっておりませんが、おそらく昨年と同じように10月から11月で実施することになると思います。ここにも書いてありますがご都合の悪い農業委員さんがいらっしゃるようでしたら予め事務局へお知らせ頂ければという内容でございます。これにつきましては以上です。

議長： これは平成27年度の実績でございますので、今年はまた割振りは違って来るかも知れません。農業委員には来ますので、都合が付けば出来るだけ行っていただきたいという所です。これはよろしいですか。次は6番目、新たな農業委員会憲章について、お願いします。

事務局： 失礼します。資料6の方ですが、全国農業会議から、今年会長さんも行かれました全国農業委員会会長大会で新たな農業委員会憲章が採択されたということです。資料6の裏面の方に新たな憲章を付けておりますので、ご一読をお願い出来ればと言う物です。

議長： 大会の時に、この憲章を大きな声で読まれたのですけれども、今回、今年から農地利用最適化推進委員が一体となってやるんだという所が強調されているという所でございます。

12番： 農業委員会の総会の前に皆で斉唱すれば。

議長： 3番目の所ですね、農業委員会は、農地利用の最適化をめざし、ここをえらく強調されておりました。担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進が最適化ですよという話でしたから。

11番： 大事な事ばかり書いてあります。

6番： 良い事ばかり書いてある、守らないといけない事ばかり書いてあるけれど、この通りに行かない。

議長： 自覚しております。自覚しているという事で。

11番： 地域で率先して。

6番： 腰も効かなくなるし、高齢者に成るし、反比例するから。現状は。人がいなくなって。

議長： まあ読んでおいて下さい。7番目、次回の総会、何かありますか、よろしいですか。

委員： ありません。

議長： 次回の総会は、事務局。

事務局： 次回につきましては、総会資料の1ページ目に日程が書いてあります通り、8月10日水曜日、午前9時30分からで宜しいでしょうか。

委員： はい（全員）

事務局： 会場の都合がつかない時に午後にさせてもらっています。

議長： 8月10日水曜日、午前9時半からで、その次、農地相談会の担当メンバーさん。

事務局： これにつきまして、7月27日水曜日、午後1時30分から午後4時までという事で、順番に行きますと、石原委員様と一二三委員様、よろしいでしょうか。

10番： 了解しました。

11番： はい、わかりました。

議長： では、お二方よろしく申し上げます。以上で総会の議事、その他、終わりましたが、何かありましたら。

事務局： 1点だけよろしいですか。総会の開催案内の前に既に紹介させていただいております

が、7月の13日に年金者連盟の農業者年金の年金加入推進の研修会があります。もしご都合がつく農業委員様がいらっしゃいましたら、私は出席させて頂こうかと思っておりますが、無い様でしたら私1人で行かさせて頂ければと思います。以上です。

議長： 何方かご希望者がございましたら農業者年金の関係。

6番： これはもちろん農業委員が行っても良いけれども、貰っている人で行ってみたいという人が有れば、そっちの方が。

事務局： 対象では、農業委員さんや事務局しか対象者が書いてなかったの、加入推進する人が対象です。

6番： これから入ろうかなと思う人でも良いわね。

事務局： あくまでも対象が農業委員や私共で。

6番： 実際、江府町は何人くらい貰っているの。

事務局： 70人ほどです。今お亡くなりになったりして、若干減ってはおります。本年度も4名くらい年齢到達で新規加入される予定です。ただ元々農業者年金に加入されないと、若いうちから入って頂ければ良いのですけれども、新規就農の方も、今何人かおられますので、そう言った方にお話をして行く位かなと思っております。

13番： 総会が終わりましてから、農地部会という事でちょっとお話だけ、中田さんと長尾さんと宇田川さんと清水さんと上前さんお願いします。ちょっとだけ話を、さっき言われた農地パトロールの件で。以上です。

議長： はい、会の編集委員もするのですか。

13番： 先に片付けますから。

議長： という事で終わります。今月号の町報の農業委員会だよりは、タイミングの関係もあったのですが、甘草の植え付け今年340本、谷口さん、宇田川さんと私の所で分散して植えました。寒冷紗も掛けて、ただ苗はあまり良くないですね。三菱が大々的にやるという事でしたのですけれども、小さいポットに種を撒いているものだから、貧弱な苗で良くないですね。でもいろいろやって見てどうなるかという事で、谷口さんの所は黒ボクですから、下安井の土壌とちょっと違いますし、標高も違うし、どうなるかなという所で。3年目にいい結果が出れば良いかなと、これも鳥取力の9万円の補助金でやっ

ています。そんな所でございます。もうよろしかったですか。

13番： 以上です。

議長： これで第25回農業委員会総会の議事は終わります。

平成 年 月 日

署名委員 1 番委員

署名委員 5 番委員